

監－845

昭和52年 8 月 17 日

土木部内関係機関の長 殿

土 木 部 長

「労働保険加入済証」の様式改正と添付方実施について（通知）

このことについては、昭和41年度から県の発注する建設工事の受注者が提出する工事着手届けには、「労働保険加入済証」を添付するよう指導してきたところであるが、今後の労災補償業務の円滑な実施と労働災害防止に役立てるため、本年 9 月 1 日以降発注する県工事については、下記要領により取り扱ってください。

記

昭和52年 9 月 1 日以降発注する建設工事については、その工事の着手届を提出する際、労働基準監督署長が発行した「労働保険加入済証」が添付されているか否かを確認し、添付されていないときは直ちに労働基準監督署で加入手続きをとるよう指導するとともに労働保険の加入もれの防止に協力すること。

なお、「労働保険加入済証」は工事着手届けの添付書類として扱うこと。

また、加入済証の様式が次のとおり改正されたこと。

（平成17年11月8日付け建管－1683 一部改正（平成17年12月1日から施行））

労働保険加入済証

(工事着手届に必ず添付して下さい。)

監督署検印	労働保険 成立番号		請負金額 円
	工事の名称		
	発注者		
	事業主		